

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

いかなる状況にあってもこどもが理不尽な虐待を受け、ましてや尊い命を落とすことがあってはなりません。

本県では、「千葉県子どもを虐待から守る条例」の精神を具現化するとともに、県行政としての責任を明確にし、市町村をはじめとした関係機関と連携して、児童虐待防止に向けた取組をより一層強化するため、令和2年6月に本計画を策定し、「児童虐待の防止に向けた取組」、「家庭的養育の推進に向けた取組」及び「児童相談所の強化に向けた取組」の3つを柱として、各種施策に取り組んできました。

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年が経過する時点において、見直しを行うこととしていました。今回の見直しでは、令和4年の児童福祉法の改正などを踏まえ、「こどもの権利擁護」、「家庭養育優先原則・パーマネンシー保障」及び「こども家庭支援体制の構築」の3つの重点事項を上記の3つの柱に反映するものとなりました。

基本理念（千葉県子どもを虐待から守る条例）

将来を担う子どもたちは、何ものにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるという事例が跡を絶たず、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら、成長できる千葉県を目指し、この条例を制定する。

計画の性格・位置付け

本計画は、「千葉県子どもを虐待から守る条例」第11条に基づく基本計画であり、本県における児童虐待防止対策を体系的にまとめた基本的かつ総合的な計画になります。

併せて、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」策定）を踏まえ、平成27年11月に策定した「千葉県家庭的養護推進計画」を見直し、本計画と一本化することにより、本県における児童虐待防止施策を総合的かつ一体的に推進しています。

他の計画との関係

総合計画である「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」、こども・若者施策の共通の基盤となる「千葉県こども・若者みらいプラン」、人権に関する総合的・計画的な取組を推進するための「千葉県人権施策基本指針」、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）対策を定める「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」、困難な問題を抱える女性に対する施策を定めた「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」などの関連計画の内容と整合を図りつつ、関連する諸施策と連携しながら取り組んでいきます。

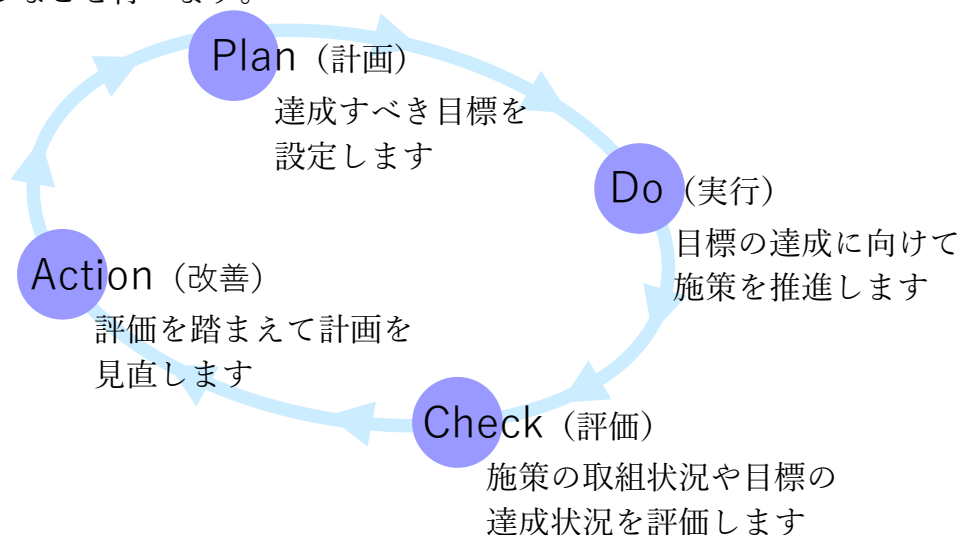
計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年が経過する令和7年6月に、計画の進捗状況等を踏まえ、見直しを行いました。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

計画の評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗管理や見直しなどを行います。



短期的な PDCA サイクルとして、毎年、施策の取組状況や目標の達成状況を千葉県社会福祉審議会社会的養護検討部会に報告し、その評価を踏まえて、改善点を整理し翌年度の施策の推進につなげます。なお、目標の達成状況については、県のホームページで公表します。

長期的な PDCA サイクルとして、計画の中間にあたる 5 年を経過する令和 7 年 6 月に、当初に設定した 3 年以内に達成すべき指標や全体的な進捗状況について、総合的な評価を行い、その評価に基づき、すべての目標や対策について見直しを行っています。

こどもに対するアンケート調査等

本計画の見直しにおいて、こどもの権利擁護や自立支援の取組の参考とするため、令和 6 年度に、施設や里親のもとで生活するこども及び一時保護所に保護されているこどもに対するアンケート調査（回答数 58）を実施しました。

また、令和 5 年度に、有識者や社会的養護関係者を中心としたワーキンググループが行った、施設退所者等に対する「千葉県内における社会的養育経験者等の実態調査」（回答数 224）の結果を本計画の見直しに活用しています。

児童虐待とは

児童虐待については、児童虐待の防止等に関する法律の第2条に定義されており、保護者がこどもに対し、以下のような行為を行うことをいいます。

(1) 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、縄などにより一室に拘束する など

(2) 性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

(3) ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない など

(4) 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

保護者はこどもに礼儀作法や社会のルールを教えるため「しつけ」をしようとしします。しかし、保護者がこどものためを思ってやっても、こどもが耐え難い苦痛を感じていれば、それは虐待であると考えられます。令和元年の児童虐待の防止等に関する法律の改正により、しつけに際して体罰を加えることが禁止され、千葉県子どもを虐待から守る条例においても、同様の内容が明記されました。加えて、令和4年の民法改正により、親権者による懲戒権の規定が削除され、親権者は体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないとされました。これに伴い、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律についても同様の改正がされました。

また、里親やその同居人、施設の職員などが委託されたこどもに対して上記同様の虐待を行う「被措置児童等虐待」は、こどもの権利を著しく侵害するものであり、本県においても被措置児童等虐待の防止に向けた取組を行っていきます。